



気になるアレコレ簡単解説 身近な法律のススメ

交通事故で自動車が「全損」といわれたとき

こんにちは。弁護士の坂口です。



柏事務所所属 弁護士
坂口 香澄

今回は、交通事故、とりわけ自動車の損害をテーマにお伝えします。相手方のある事故場合の損害賠償においては、こちらの損害に相手方が過失割合をかけた金額を賠償として受け取ることができます。では、「こちらの損害」とはどのように決まってくるのでしょうか。

たとえば、車が修理不能なくらい壊れてしまった、いわゆる「全損」と場合には、車の時価額がこちらの損害になります。ただ、修理は可能だけど、修理費が時価額を上回るという理由で「全損」といわれるケースも多くあります。こういったケースのことを、私たちは「経済的全損」と呼んでいます。経済的全損の場合も、こちらの損害は基本的には時価額です。これは、10万円のものを修理するのに100万円かけるくらいなら、10万円で同じものを購入する方が合理的だ、と考えると理解しやすいと思います。しかし、例えば追突(過失割合 0:100)されて修理費に20万円かかるという場合に、相手方保険会社から「時価額が15万円なので15万円までしか支払えません。」「修理するなら差額は自分で支払ってください。」と言われると、なんだか腑に落ちない気持ちになるのではないのでしょうか。

こういったとき、被害者側としては、買い替える場合にかかる損害は本当に15万円だけか？と考える方法と、相手の保険に特約が付いているか？を聞いてみる方法があります。

1つめの方法として、まずは、本当に時価額は15万円か？と疑うことが考えられます。保険会社の時価額査定は、中古車の価格情報を掲載している月刊誌(レッドブック)や、新車価格からの減価償却によって計算することが多いです。しかし、実際の中古車販売店で同程度の車両の平均価格を調べると、保険会社の査定よりも高かったというケースはよくあります。また、仮に自動車の時価額は15万円であっても、買い替えとなると消費税や諸費用が別途発生してトータルでは20万円を超えるケースも多いでしょう。さらに、修理であれば1週間程度で終わるけど買い替えとなると車を選ぶ時間も必要なので諸々で納車まで1か月間くらいかかってしまい、そのぶん代車代が高くなるので結局トータルでは修理をした方が安く済む、といったケースもあります。そこで、修理費が時価額をわずかに上回ったケースでは、このように時価額の見直しや、時価額以外の損害も加算することによって、「修理の方が安いので修理代を支払ってください」交渉することが考えられます。

2つ目としては、相手方の「対物超過特約」を利用するという方法です。対物超過特約とは、事故を起こしてしまい、被害者の方から時価額を超える修理費を請求されたときに、法的な賠償義務はないものの修理を希望する被害者のために保険で修理費を支払うための特約です。被害者の立場からすると、相手方がこの対物超過特約を付帯させていて使ってくれるのであれば、相手方の保険会社から修理費を支払ってもらうことができます。1つめの方法よりも交渉はすんなりいくことが多いので、まずはこちらを確認してみるとよいでしょう。ただ、保険会社が、積極的に対物超過特約のことを教えてくれるということは滅多にありません。なので、事故に遭った時には「対物超過特約」のことを思い出して確認してみると、これがとても大切です。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



セミナー情報

令和3年1～6月で行いましたセミナーのご報告です。

不動産会社様主催セミナー

1月24日開催 講師:大澤一郎

『地域のための空き家・空き地対策セミナー(相続問題・共有問題)』

「これだけは知っておくべき空き家のリスク」について事例を中心にお話をさせていただきました。不動産コンサルティングの専門家の方からは「空き家にしないための対策、なってしまった時の解決策」というタイトルで講師と一緒に担当しました。

企業様、士業様向けセミナー

2月12日開催 講師:村岡つばさ、加藤貴紀

『滑り込み&見直し! 同一労働同一賃金の実践的対応』

パートタイム・有期雇用労働法が改正され、「同一労働同一賃金」への対応が必要となります。制度の概要や留意点等をお話しさせていただきました。

企業様、士業様向けセミナー

3月4日開催 講師:松本達也

『いざという時のために備える労災対応の極意』

最近の労災事故の傾向、労災事故で会社が負うこととなる賠償金の相場、メンタルヘルスを発症した従業員への対応方法、労災との関係でコロナ禍に備えるべきこと等をお話しさせていただきました。

介護事業所様主催セミナー

4月13日開催 講師:前田徹

『弁護士から見た交通事故と介護・福祉のお話』(基本編)(応用編)

介護・福祉の業務を広く扱われている介護事業所様にお招きいただき講師として2回に渡りお話をさせていただきました。講義後の質疑応答では、介護・福祉の専門家ならではの鋭いご質問をいくつもいただくなど、とても充実した研修会となりました。

企業担当者様向けセミナー

5月21日開催予定 講師:村岡つばさ

『法改正に対応! 一契約書総ざらいセミナー』

昨年4月1日の民法改正により、これまで使っていた契約書の変更が必要となっており、又、「働き方改革」関連法の改正により労務に関連する書類の見直しも必要なため、チェックすべき契約書の条項、具体的な変更の方法や、契約書の不備が原因で発生したトラブルについて解説いたしました。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香香館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



市川のおすすめラーメン店紹介



こんにちは！千葉事務所スタッフです。

今回は、私が住んでいる自称【ラーメン激戦区】市川市のおすすめラーメン店をご紹介します。

魂麺

市川市南八幡 3-6-17 TEL 047-370-5300

JR 本八幡駅南口から徒歩 3 分程のところにあります。
15 年以上営業している老舗のお店です。
創作系のラーメンが売りで、種類もたくさんあるので、
毎回様々な味のラーメンが楽しめます。
人気店のため、開店と同時に満席になることも。



八幡だんちょうてー

市川市南八幡 4-7-12
TEL 047-370-3324

JR 本八幡駅から徒歩 2 分程のところにあります。
2 年ほど前にリニューアルを行い、店内はとても綺麗で、
ラーメン店には珍しいお座敷席があります。
こちらのつけ麺は、つけだれが鉄釜に入っているの、
最後まで熱々なつけ麺が食べられます。
トッピングの炙りチャーシューも絶品でおすすめです！



らーめん 木尾田

市川市八幡 2-12-8
TEL 047-332-6850

JR 本八幡駅北口から徒歩 3 分程のところにあります。
メニューは、「ラーメン」と「つけ麺」のみとシンプルですが、
行列の絶えない人気店です。
魚介豚骨系の無化調スープが売りで、とってもまろやかな
味わいです。
薄くて大きなチャーシューがトッピングされており、
スープとの絡みもよくとても美味しいです。



【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏 1 丁目 5 番 10 号 水戸屋香番館ビル 4 階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 1 丁目 14 番地 13 号 千葉大栄ビル 7 階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 1 号 岸本ビルディング 6 階

受付時間: 午前 9 時～午後 6 時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第48回 夏のスパークリングワイン～



お店になかなか飲みにいけない今日この頃、お店気分を味わうのであればスパークリングワインです。今回は、スパークリングワインをおいしく楽しむコップ・グラスです。

1 正統派は細長いグラス

スパークリングワインは泡立ちがきれいです。縦に長い透明のグラスを使うと、きれいな泡立ちを楽しみながら読むことができます。雰囲気よく飲みたいたいときにお勧めです。



2 通常のワイン用のグラスもOK

通常のいわゆる「ワイン用」のグラスでも問題なく楽しむことができます。味を楽しむのであれば普通のワイン用のグラスの方がよいかもしれません。ちなみに、ワイングラスの中でも下の棒(ステム)が付いていないものだと、飲みやすいですし、グラスも割れずに長持ちします。どんな時でもお勧めです。



3 普通のコップにスパークリングワイン(大きな氷入り)

柏事務所の近くにあるお店で以前飲んだことがあります。最初は「変わった組み合わせだな」と感じましたが、実際に飲んでみると意外とさわやかでおいしいです。特に、アルコール度が下がりますので、飲みやすく、夏にもぴったりの味になります。アルコール度が強くないお酒を飲みたいときにお勧めです。



4 ビールを入れるコップに入れる

スパークリングワインは炭酸が出るという意味ではビールと似ています。賛否両論あるかもしれませんが、ビールを入れるコップに入れてもおいしく飲めるような気がしています。スカッと飲みたいときにお勧めです。

スパークリングワイン1つとっても、色々な楽しみ方がありますね。

(文責 大澤一郎)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。